

年金

三次年金事務所からののお知らせ

三次年金事務所
☎0824-62-3107

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

天災による国民年金保険料免除制度について
風水害等の災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

国民年金の場合、震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。

1. 申請に必要な書類
・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
・（原則として）
・被災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
・（罹災証明のみで被害の程度が判断できない場合）
国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
・（保険金・損害賠償金等が支給される場合）
保険金・損害賠償金額等の確認できる証明書の写し
（※ご本人以外の方が提出される場合は委任状が必要で

れる場合は委任状が必要で
す。）
2. 免除される期間
事由の生じた日の前月分から翌年の6月分まで
（※保険料の納付が困難な場合は、早めの申請をしてください。）
3. 免除された期間の年金は
・全額免除された期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
・保険料が免除された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納める（追納すること）ができます。追納することにより、将来、減額される年金額を増やすことができます。
・保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

年金・労働無料相談会
広島県社会保険労務士会三次支部
道沖りえ社会保険労務士事務所
☎5233555

障がい年金をあきらめていませんか？疑問や悩みに社会保険労務士がお答えします。
☎11月19日（水）15:30～18:30
☎クリスマスルアーゾ301研修室

※できれば予約をお願いします。
行政相談日（11月）
国の機関へ苦情や意見などがあつたら
総務課 ☎42-5611

【高宮会場】
☎15日（土）10:00～15:00
☎たかみや人権会館
■相談員 行政相談委員

【八千代会場】
☎17日（月）13:00～15:00
☎八千代人権福祉センター
■相談員 行政相談委員

【吉田会場】
吉田（6日、20日）は暮らしの心配ごと相談会と併設です。
暮らしの心配ごと相談会
【吉田人権会館】※予約不要
☎11月6日（木）・11月20日（木）
いずれも、10:00～15:00
☎吉田人権会館 ☎42-2826

【たかみや人権会館】※予約は、相談日の5日前まで
☎11月11日（火）・11月25日（火）
いずれも、18:00～20:00
☎たかみや人権会館 ☎57-1330



巡回無料弁護士相談会

【吉田人権会館】※予約は、10月23日（木）から
☎11月13日（木）13:00～16:00
☎吉田人権会館 ☎42-2826

【美土里教育集会所】※予約は、11月13日（木）から
☎11月27日（木）13:00～16:00
☎美土里支所 ☎54-0311

11月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所
〔JA吉田総合病院〕（吉田町）
平日 17:00～翌朝8:30
日・祝日 8:30～翌朝8:30
【内科・外科】☎42-0636

■のりかわ眼科クリニック（吉田町）
11/9（日）9:00～18:00
【眼科】☎42-1001
※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

市の人口	11月の納税
総人口・・・30,111人 (30,521人) 男・・・14,522人 (14,708人) 女・・・15,589人 (15,813人) 世帯・・・13,178戸 (13,166戸) ■平成26年10月1日現在 ※()の数字は、前年同月数値	国民健康保険税6期 納期限：12月1日 夜間納付窓口 開設日 11月27日 (17:15～19:00) 開設場所 安芸高田市役所税務課

安全相談

危機管理課 ☎42-5625

高齢者相談

高齢者支援センター ☎47-1281

児童・母子家庭相談

子育て支援課 ☎47-1283

健康相談

保健医療課 ☎42-5633

消費生活相談

※平日8:30～17:15
水・金曜日 9:30～16:30
☎42-1143

相談員 消費生活相談員

※水・金曜日以外は危機管理課で対応

障害者相談

安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47-1080

相談員

相談支援事業所もやい ☎45-2320

その他

犬・猫の引き取り

環境生活課 ☎42-1126

11月4日（火）・18日（火）9時 市役所本庁にて

※飼い犬・飼い猫の引き取りを希望される飼い主は、必ず事前に広島県動物愛護センター（☎0848-86-6511）に相談してください。

ハローワーク安芸高田の求人・求職状況（8月分）

月間有効求職者数 520人
月間有効求人数 776人
月間有効求人倍率 1.49倍
お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください！
☎42-0605 ☎42-0224

相談